

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札参加資格審査申請書及び同項各号に掲げる書類のうち市長が認めるものの提出は、これらと同等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、京都府自治体情報化推進協議会の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行うことができる。

第4条第1項前段中「文書」の右に「又は電磁的記録」を加える。

第6条第2項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」を削る。

第21条に次の1項を加える。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「一般競争入札参加資格審査申請書」とあるのは、「指名競争入札参加資格審査申請書」と読み替えるものとする。

第22条第1項前段中「文書」の右に「又は電磁的記録」を加える。

第28条の2第3号及び第28条の3中「第3条」を「第3条第1項」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第3条、第4条、第21条及び第22条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる第2条又は第20条に規定する告示に係

る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の審査の申請について適用する。

(行財政局管財契約部契約課)